

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月10日
【計算期間】	第6期（自 2019年8月1日 至 2020年1月31日）
【発行者名】	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 藤原 勝
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【事務連絡者氏名】	アールジェイ・インベストメント株式会社 取締役常務執行役員 財務管理部長 松尾 真次
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-5510-8886
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年4月28日提出の有価証券報告書について、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (リ) 利害関係者への賃貸状況」における2019年2月取得の取得済資産の賃貸借の概要の賃料欄及び2019年8月取得の取得済資産の賃貸借の概要の賃料欄における基本賃料の算定方法に係る記載につき、賃貸借に係る契約書の内容を正しく反映させるべきところ、書類作成時の確認が不十分であったために転記等を誤り、基本賃料の算定に係る期間の記載に誤りがあったことが、同有価証券報告書の提出後に判明したことから、これを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

5 運用状況

(2) 投資資産

③ その他投資資産の主要なもの

(リ) 利害関係者への賃貸状況

3【訂正箇所】

下線_____は訂正箇所を示します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

5【運用状況】

(2)【投資資産】

③【その他投資資産の主要なもの】

(リ) 利害関係者への賃貸状況

<訂正前>

(前略)

2019年2月取得の取得済資産の賃貸借の概要	
賃借人	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社
賃貸借期間	2019年2月22日から2039年2月21日まで
賃料	以下に定める方法により算定した基本賃料及び変動賃料 1. 各月の2019年2月取得の取得済資産に係る基本賃料（以下「基本賃料D」といいます。）は、以下に定めるところに従い計算するものとします。 (1) 各月の基本賃料Dは、以下に記載する月の区分に応じて、以下に掲げる計算式により算出される額とします。なお、以下において1年間とは、毎年2月1日から翌年1月31日までの期間をいうものとします（ただし、1年目は発電設備等追加賃貸借契約確認書の賃貸借期間の開始日たる2019年2月22日から2019年7月31日までの期間を、21年目は2038年8月1日から賃貸期間満了日たる2039年2月21日までの期間をいうものとします。）。

(中略)

(中略)

2019年8月取得の取得済資産の賃貸借の概要	
賃借人	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社
賃貸借期間	2019年8月1日から2039年7月31日まで
賃料	以下に定める方法により算定した基本賃料及び変動賃料 1. 各月の2019年8月取得の取得済資産に係る基本賃料（以下「基本賃料E」といいます。）は、以下に定めるところに従い計算するものとします。 (1) 各月の基本賃料Eは、以下に記載する月の区分に応じて、以下に掲げる計算式により算出される額とします。なお、以下において1年間とは、毎年1月1日から同年12月31日までの期間をいうものとします（ただし、1年目は発電設備等追加賃貸借契約確認書の賃貸借期間の開始日たる2019年8月2日から2019年12月31日までの期間を、21年目は2039年1月1日から賃貸期間満了日たる2039年8月2日までの期間をいうものとします。）。

(中略)

(後略)

<訂正後>

(前略)

2019年2月取得の取得済資産の賃貸借の概要	
賃借人	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社
賃貸借期間	2019年2月22日から2039年2月21日まで
賃料	以下に定める方法により算定した基本賃料及び変動賃料 1. 各月の2019年2月取得の取得済資産に係る基本賃料（以下「基本賃料D」といいます。）は、以下に定めるところに従い計算するものとします。 (1) 各月の基本賃料Dは、以下に記載する月の区分に応じて、以下に掲げる計算式により算出される額とします。なお、以下において1年間とは、毎年2月1日から翌年1月31日までの期間をいうものとします（ただし、1年目は発電設備等追加賃貸借契約確認書の賃貸借期間の開始日たる2019年2月22日から2020年1月31日までの期間を、21年目は2039年2月1日から賃貸期間満了日たる2039年2月21日までの期間をいうものとします。）。 (中略)

(中略)

2019年8月取得の取得済資産の賃貸借の概要	
賃借人	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社
賃貸借期間	2019年8月1日から2039年7月31日まで
賃料	以下に定める方法により算定した基本賃料及び変動賃料 1. 各月の2019年8月取得の取得済資産に係る基本賃料（以下「基本賃料E」といいます。）は、以下に定めるところに従い計算するものとします。 (1) 各月の基本賃料Eは、以下に記載する月の区分に応じて、以下に掲げる計算式により算出される額とします。なお、以下において1年間とは、毎年2月1日から翌年1月31日までの期間をいうものとします（ただし、1年目は発電設備等追加賃貸借契約確認書の賃貸借期間の開始日たる2019年8月1日から2020年1月31日までの期間を、21年目は2039年2月1日から賃貸期間満了日たる2039年7月31日までの期間をいうものとします。）。 (中略)

(後略)

以上